

## 外国語指導助手及び英語イマージョン教育指導助手派遣業務仕様書

1 業務の名称 外国語指導助手及び英語イマージョン教育指導助手派遣業務

2 業務の目的

(1) 外国語指導助手（以下「ALT」という。）は、子どもたちに、学習指導要領に基づく資質・能力及びコミュニケーション能力を身に付けさせるため、英語圏または英語を公用語とする国の出身の講師が担当し、主に外国語活動や外国語科、英語科の授業において、身に付けた内容を活用できる場を創出するなどの工夫を行いながら、英語によるより実践的な外国語の指導を行う。

(2) 英語イマージョン教育指導助手（以下「イマージョンALT」という。）は、(1)の目的に加え、異文化を理解し、国際性豊かな感性と広い視野をもった国際人としての資質や能力を持った子どもを育成するため、英語による他教科の授業を行う英語イマージョン教育やその他、学校生活における生活英語の指導を行う。

3 派遣業務を行う期間 令和6年4月15日（月）から令和7年3月24日（月）まで

4 業務の内容

### 〈ALT〉

ALTは、泉大津市立小中学校（以下「各学校」という。）における校長の指示を通じ、各学校の外国語担当教職員の指導のもと、または教育委員会事務局（指導課）の指示により、以下の業務に従事する。

- ① 中学校における英語の授業、小学校外国語活動の授業、小・中学校における国際理解に関する授業の支援
- ② 総合的な学習の時間・特別活動・道徳・実技教科を中心とした各教科の授業等への支援
- ③ 各学校における指導において、各学校の教職員等との打ち合わせ、カリキュラム・教材等の研究や作成とその補助および提供
- ④ 定期的な英語放送
- ⑤ 放送テスト等音声教材の作成の支援
- ⑥ 校内で実施される学校行事への参加・参観（運動会・体育大会は除外）
- ⑦ 各学校における授業の反省・分析・評価への参加と情報提供
- ⑧ 教育委員会が雇用する新規ALTへのOJT（授業を見せながら、担当業務を行う上で必要な知識やスキルを指導）
- ⑨ 教育支援センターで教育委員会が主催する教職員への研修及び各学校における教職員に対する国際理解や英語活動に関わる研修の支援や研修会の講師
- ⑩ 英語スピーチコンテストに関わる指導及びその審査員
- ⑪ 国際交流事業における指導及び指導補助
- ⑫ 教育委員会事務局職員に対しての英会話指導
- ⑬ その他、各学校長が必要と認める関連業務

### 〈イマージョンALT〉

イマージョンALTは、英語イマージョン教育モデル校における校長の指示を通じ、学年担当教員及び外国語担当教員の指導のもと、または教育委員会事務局（指導課）の指示により、以下の業務に従事する。

- ① 小学校1年生～6年生（合計12クラス）の英語による体育の指導及び小学校外国語活動の授業、総合的な学習の時間・特別活動・道徳・実技教科を中心とした各教科の授業等への支援
- ② 定期的な英語放送
- ③ 一日の学校生活の中で学ぶ生活英語の内容やその指導方法・教材の開発・作成
- ④ 朝の会、帰りの会、休憩時間、給食時間、学校行事等における児童との英語による積極的なコミュニケーション
- ⑤ 教職員への英語指導
- ⑥ 教育委員会が雇用する新規ALTへのOJT（授業を見せながら、担当業務を行う上で必要な知識やスキルを指導）
- ⑦ その他、英語イマージョン教育及び国際理解教育の推進に校長が必要と認める業務

## 5 業務実施内容

### （1）基本事項

派遣元は、契約期間内に以下の派遣業務を行わせる。

#### 〈ALT〉

- ① 小学校（7校）：計224日                      各校32日勤務で、1～6年生に対して1クラスにつきそれぞれ5時限以上
- ② 中学校（3校）：計220日                      A・B中学校において80日、C中学校において60日勤務で、1・2年生に対して1クラスにつきそれぞれ22時限以上

#### 〈イマージョンALT〉

泉大津市立浜小学校（英語イマージョン教育モデル校）

計185日                      小学校1～6年生に対して体育の授業を英語で実施

### （2）派遣人員

〈ALT〉4名

I：中学校（A校）    II：中学校2校（B・C校）    III：小学校3校    IV：小学校4校

〈イマージョンALT〉1名（年間を通して同じALTが継続的に業務を行う。）

### （3）業務を行う日

原則として月曜日から金曜日までとし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び長期休業期間を除く。

### （4）業務を行う時間

中学校においては、午前8時30分から午後4時15分までとする。小学校においては、午前8時30分から午後4時15分、もしくは午前9時15分から午後5時までのいずれかとする。ただし、業務時間の途中で45分の休憩時間をおく。

(5) 担当する授業時間数

中学校においては1日につき6時限、小学校においては1日につき5時限（1時限の時間を中学校においては50分、小学校においては45分を原則とする。ただし、学校の求めに応じて1時限を分割することもある）を限度とする。

(6) 業務日及び業務時間の通知

各学校における業務日及び業務時間は、派遣先と派遣元との調整の上、通知するものとする。

(7) (3)・(4)に定める事項は、学校行事その他の事情により変更する場合がある。この場合において派遣先は、あらかじめ書面等により派遣元に通知するものとする。

## 6 両ALTの資格要件

派遣元は、前項の業務を実施する両ALTの選任に当たっては、次の各号に掲げる資格要件を全て満たすことを条件とし、適任者を選定する。また、派遣元は派遣先に両ALTの名前及びその履歴が記載された書類を提出し、その承認を得なければならない。

- ① 英語を母国語とし、英語を公用語とする国の大学以上の卒業の資格を有すること。
- ② 現代の標準的な英語力を備え、英語の発音、リズム、イントネーション及び発声が優秀であり、かつ文章力、文法力が優れていること。
- ③ 定期的に健康診断を受け、心身ともに健康であり、契約期間内の勤務が可能であること。
- ④ 日本の教育環境を十分に理解し、熱意を持って指導にあたるのが可能であること。
- ⑤ 過去に小学校・中学校のいずれかでの指導経験が十分にあるか、または派遣元の研修等を十分な期間受講し、派遣先の必要とする水準の教授技術を持つこと。
- ⑥ 業務の実施に支障がなく、勤務に適したビザを取得していること。
- ⑦ 教職員との打ち合わせが行える程度に日本語の会話ができるとともに、ひらがな・カタカナによる書面でのやりとりができること。
- ⑧ 派遣先の学校において、教職員、児童・生徒と積極的にコミュニケーションを図ることができるとともに、良好な人間関係を構築できること。
- ⑨ 法令を遵守し、日本の習慣等を理解し、良識を持った行動・服装等、教育者としてふさわしい資質を有すること。

イマージョンALTの資格等は、上記に加え、以下に掲げる条件を満たす者とする。

- ① 英語圏または英語を公用語とする国の出身で、日本の小学校等において1年以上の英語イマージョン教育の指導経験を有する者。もしくは、小学校等での英語イマージョン教育の実績のある受託者

において研修が受けられる者。いずれの場合もその実績を証するものを提出できること。

- ② 担当教科（体育科）について、文部科学省で定められた学習指導要領の内容を理解し、日本の小学校での体育の教科指導力を有すること。または、受託者において英語イマージョン教育（体育）の指導を受けられること。
- ③ 学校生活の中で学ぶ生活英語の内容やその指導方法や教材等を開発・作成できる能力を有すること。
- ④ 「外国語活動」及び「外国語科」の趣旨を小学校学習指導要領や解説等により充分理解していること。
- ⑤ 子どもが強勢、イントネーション、区切りなど基本的な英語の音声の特徴をとらえて聞き取ったり発音したりすることができるように指導できること。そのために、英語の発音、リズム、イントネーション、発声において優秀であり、現代の標準的な言語力を備えていること。
- ⑥ 児童の会話を理解するとともに、指導内容について教員とコミュニケーションがとれる程度の日本語能力を有すること。
- ⑦ 語学教師又は外国語指導助手として従事した経験があること。
- ⑧ 業務時間内において、授業時間の内外を問わず、子どもたちと積極的にかかわることができること。
- ⑨ 児童に対して指導者的立場であることを自覚し、児童・保護者及び泉大津市民の信頼を失墜するような行為をしないこと。

\*特記「サービスの根本基準」（地方公務員法 第30条）

「職務に専念する義務」（地方公務員法 第35条）

「法令等及び上司の職務上の命令に従う義務」（地方公務員法 第32条）

「信用失墜行為の禁止」（地方公務員法 第33条）

「秘密を守る義務」（地方公務員法 34条） など

## 7 注意事項

- (1) 受託者は、業務上知り得た個人情報その他の秘密を他人に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。
- (2) 本仕様書に記載されていない事項で、業務実施上必要と認められる事項にあつては、本市との協議を要するものとする。
- (3) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、本市と別途協議する。

## 8 担当課（問い合わせ先）

泉大津市教育委員会事務局教育部指導課

住所 〒595-8686

大阪府泉大津市東雲町9番12号

電話 (0725) 33-9357

FAX (0725) 33-0670

E-mail edu-kyomu@izo-ed.jp